

岬町創業支援事業者補助金交付要綱

制定：令和 7 年 4 月 4 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）に基づき、国から認定を受けた岬町創業支援事業計画（以下「創業支援事業計画」という。）に従って、町と連携した民間事業者が行う創業支援の取り組みに要する経費について、予算の範囲内において創業支援事業者補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては岬町補助金等交付規則（平成 5 年岬町規則第 1 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、創業支援事業計画に位置付けた創業支援事業者とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、創業支援事業計画に基づき、町と連携して実施する創業支援事業とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、人件費、事業費（謝金、旅費、設備及び備品等に係る費用、会場借料、広報費並びに外注費をいう。）、委託費その他町長が適当と認めた経費とする。ただし、当該経費で国、大阪府その他の機関から補助金、負担金、その他これに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得、実施したもののについては、当該経費から補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、3 0 万円を限度とする。この場合において、補助金の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ岬町創業支援事業者補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第 7 条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは岬町創業支援事業者補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、適当でないと認めるときは、岬町創業支援事業者補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助対象事業の変更)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業の内容等について、変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合は、岬町創業支援事業者補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第 6 号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更等の承認)

第 9 条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは岬町創業支援事業者補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、岬町創業支援事業者補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 事業に係る経費の支払いを証明する書類（領収書、通帳及び振込依頼書）の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定及び通知）

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは補助金の額を確定し、岬町創業支援事業者補助金決定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により確定通知を受けた補助事業者は、速やかに岬町創業支援事業者補助金請求書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付方法）

第14条 補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、町長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の停止又は返還）

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽り或其他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、町長が不相当と認めるとき。

（管理）

第16条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。